

第2次読谷村地球温暖化対策実行計画 (事務事業編)

2022(令和4)年度~2026(令和8)年度



令和4年2月

目次

第1章 計画策定の背景	1
1. 地球温暖化のメカニズム	1
2. 地球温暖化の進行による影響	1
3. 世界の動向と我が国の対応	5
第2章 前計画の中間評価	6
1. 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況	6
第3章 計画の基本的事項	7
1. 計画の目的	7
2. 計画の方針	7
3. 計画の位置づけ	8
4. 基準年度・計画期間	8
5. 計画の対象範囲	9
6. 対象とする温室効果ガス	10
第4章 二酸化炭素の排出状況	11
1. 基準年度の二酸化炭素排出量	11
2. 所管課別二酸化炭素排出量	12
第5章 計画の目標	13
1. 二酸化炭素の削減目標	13
第6章 目標達成に向けた具体的な取り組み	14
1. 庁舎及び公共施設の管理に関する取り組み	14
2. 自動車の利用に関する取り組み	16
3. 公共事業に関する取り組み	17
4. 来庁者への協力依頼等に関する取り組み	17
5. その他の地球温暖化防止に関する取り組み	18
第7章 計画の推進	19
1. 推進体制	19
2. 進行管理	20
3. 計画の取り組み成果の公表	22
4. 職員に対する研修・情報提供	22

第 1 章 計画策定の背景

1. 地球温暖化のメカニズム

現在、人類が化石燃料を大量に消費していることなどが原因で大気中の二酸化炭素（CO₂）などの温室効果ガスの濃度が上り、地表付近の大気の温度が上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です（図 1-1 参照）。

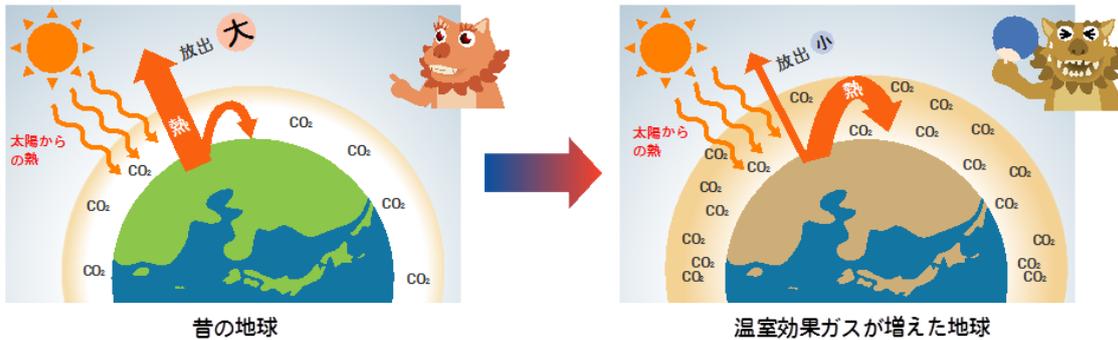


図 1-1 地球温暖化のメカニズム

2. 地球温暖化の進行による影響

①地球温暖化における影響

気候変動に関する政府間パネル（以下、「IPCC」という。）の第 5 次評価報告書（2013～2014）では、このまま地球温暖化が進むと、今世紀末には世界平均気温は最大で 4.8℃上昇すると予測されています。そして、気候変動に起因する主な 8 つのリスク（将来影響）を挙げています（図 1-2 参照）。

<p>1</p> <p>海面上昇 高潮</p> <p>(沿岸、島しょ)</p>	<p>2</p> <p>洪水 豪雨</p> <p>(大都市)</p>	<p>3</p> <p>インフラ 機能停止</p> <p>(電気供給、医療などのサービス)</p>
<p>4</p> <p>熱中症</p> <p>(死亡、健康被害)</p>	<p>将来の 主要なリスク とは？</p> <p>複数の分野地域におよぶ 主要リスク</p> <p>出典) IPCC 第 5 次評価報告書 WGII</p>	<p>5</p> <p>食糧不足</p> <p>(食糧安全保障)</p>
<p>6</p> <p>水不足</p> <p>(飲料水、灌漑用水の不足)</p>	<p>7</p> <p>海洋生態系 損失</p> <p>(漁業への打撃)</p>	<p>8</p> <p>陸上生態系 損失</p> <p>(陸域及び内水の生態系損失)</p>

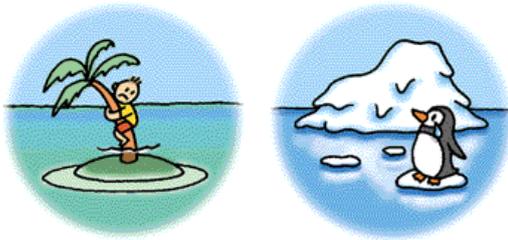
出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト
(<http://www.jccca.org/ipcc/ar5/wg2.html>)

図 1-2 将来の主要なリスク

地球温暖化による気温の上昇、降水量の変化などによって、自然の生態系も深刻な影響を受けます。しかし、目に見える影響は気候が変化した後、数十年、数百年と遅れて起こるため、気付いたときに手遅れとならないためにも早急に対応していく必要があります。

地球温暖化の影響予測

①海水の熱膨張や氷河が溶けて、海面が最大88cm上昇します。南極の「棚氷」が溶けるとさらに海面が上昇します。



②現在絶滅の危機にさらされている生物は、ますます追い詰められ、さらに絶滅に近づきます。



③マラリアなど熱帯性の感染症の発生範囲広がります。



④降雨パターンが大きく変わり、内陸部では乾燥化が進み、熱帯地域では台風、ハリケーン、サイクロンといった熱帯性の低気圧が猛威を振るい、洪水や高潮などの被害が多くなります。



⑤気候の変化に加えて、病害虫の増加で穀物生産が大幅に減少し、世界的に深刻な食糧難を招くおそれがあります。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センター ウェブサイト
(http://www.jccca.org/pamphlet_panel/panel/panel05.html)
環境省「地球温暖化パネル」

②沖縄県における影響

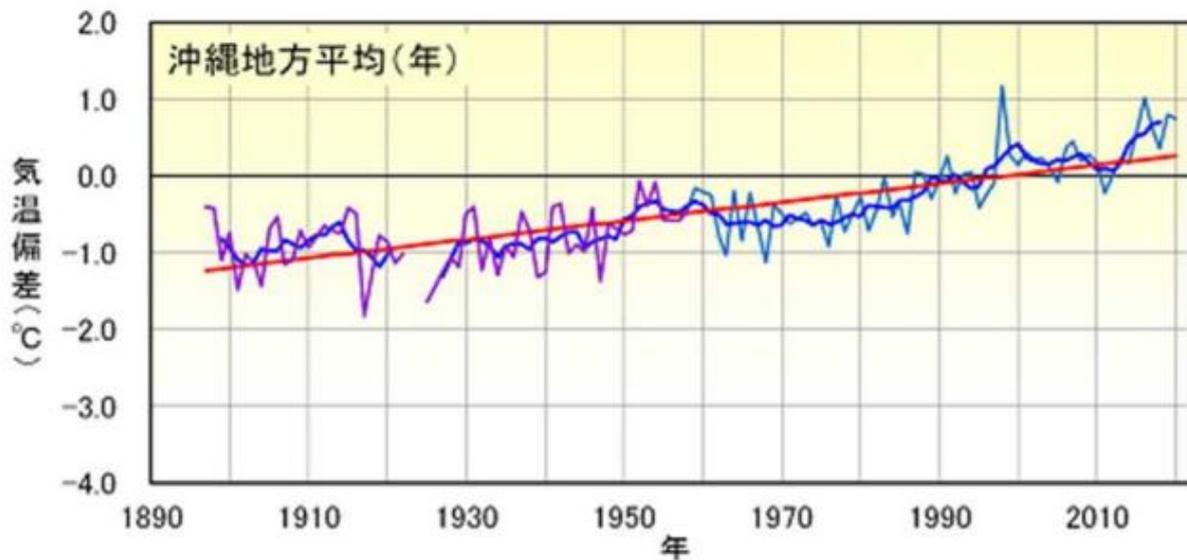
沖縄県における地球温暖化の影響としては、農業・林業・水産業、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康など多岐にわたることが予想されています（表 1-1 参照）。

表 1-1 本県における気候変動の影響

分野	影響の代表例
①農業・林業・水産業分野	<ul style="list-style-type: none"> ・秋冬期の高温によりマンゴーの着花・着果の不良が発生することが予測されています。 ・高温による一部の病害虫の発生増加や発生期間が長期化するなど、気温上昇による被害増大の影響が指摘されています。
②水環境 ・水資源	<ul style="list-style-type: none"> ・入域観光者数の増加に伴い水使用量が増加すると予想される中、気候変動による無降水日の増加により水不足が発生することが懸念されています。
③自然生態系	<ul style="list-style-type: none"> ・高水温によるサンゴの白化現象、集中豪雨等による赤土等流出がサンゴ礁生態系に及ぼす影響や、二酸化炭素の増加に伴う海洋酸性化がもたらす海洋生態系への影響が懸念されています。 ・侵略的外来生物の侵入・定着確率が気候変動により高まることが予測されています。
④自然災害 ・沿岸域	<ul style="list-style-type: none"> ・近年、開発による雨水浸透の低下が進み、雨水流出が増大し、集中豪雨による水害が多発することが懸念されています。 ・気候変動に伴い海面水位の変動が生じる場合、高潮・高波の影響や砂浜消失が懸念されます。 ・強い台風の増加等が予測されています。
⑤健康	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動が蚊媒介性などの様々な感染症に影響し、世界的流行を引き起こした場合、それが県内にも波及することが想定されています。 ・熱中症について、従来の感覚での暑さ対策では不十分で、長期間にわたって健康を損ねたり、死亡事故につながる危険性が高まることが懸念されています。
⑥産業 ・経済活動	<ul style="list-style-type: none"> ・海面上昇により砂浜が減少することで、海岸部のレジャーに影響を与えると予測されています。 ・熱中症への懸念等、気候変動がもたらす影響によって、屋外における活動(観光やイベント等)に弊害が生じる恐れがあります。
⑦国際生活 ・都市生活	<ul style="list-style-type: none"> ・気候変動による短時間強雨や渇水の頻度の増加、強い台風の増加等が進めば、インフラ・ライフライン等に影響が及ぶ機会の拡大が懸念されています。
⑧基盤的施策	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価における赤土等流出防止に係る予測等において、気候変動を考慮した調査、予測、評価及び環境保全措置の検討を行う必要性が高まっています

出典：第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画（沖縄県気候変動適応計画） 沖縄県 2021年

また、気象庁の観測結果によると、沖縄地方の年平均気温の上昇は、この100年間で約1.12℃の上昇となっています。(図1-3)



出典：沖縄の気候変動監視レポート 2020（沖縄気象台）

図1-3 年平均気温の経年変化（沖縄地方平均）（2020年まで）



写真：「サンゴ礁保全のための観光レジャープログラム」沖縄県、2008

地球温暖化の影響を受けるサンゴ礁

近年、地球温暖化による海水温の上昇が原因と考えられるサンゴの白化現象が確認されています。また、海水温の上昇はサンゴ礁の白化・死滅だけに留まらず、海の生態系に深刻な影響を及ぼすと言われています。

3. 世界の動向と我が国の対応

地球温暖化問題は、1980年代からその危険性が認識され始め、1988（昭和63）年にIPCCが設立され、1992（平成4）年に開催された「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット）において「気候変動に関する国際連合枠組条約」が締結されました。

1997（平成9）年の国連気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）では「京都議定書」が採択され、国内においても具体的な対策に取り組むこととなりました。条約締結以降、定期的に締約国会議（COP）が開催され、温暖化対策に関する議論が続いています。

我が国においても気候変動枠組条約の批准後、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）を制定するなど温暖化対策に取り組む中、2020（令和2）年10月の総理大臣所信表明演説にて2050年までにカーボンニュートラル（実質温室効果ガス排出ゼロ）を目指すことが表明されました。

表1-2 世界の動向と我が国の対応

年	世界の動向	我が国の対応
1988年	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立	
1990年		地球温暖化防止行動計画策定
1992年	環境と開発に関する国際連合会議 地球サミット開催	
1994年	気候変動に関する国際連合枠組条約発効	
1997年	第3回締約国会議（COP3）において京都議定書を採択	日本の削減目標-6%に合意
1998年		地球温暖化対策の推進に関する法律制定
2005年		京都議定書目標達成計画策定
2008年	京都議定書の第一約束期間開始	
2012年	京都議定書の第一約束期間終了	
2013年	COP19（ワルシャワ会議）開催 2020年以降の次期枠組について、2015年のCOP21で合意することを確認	COP19において、原子力発電所による排出削減効果を含めずに設定した現時点の温室効果ガスの削減目標として「2020年までに2005年比で3.8%削減」を表明
2014年	COP20（リマ会議）開催 新しい枠組みの中で各国が目標に盛り込む項目などについて合意	
2015年	COP21（パリ会議）開催 パリ協定を採択 産業革命前からの気温上昇を2℃未満に抑えるための取り組みに合意	エネルギー政策やエネルギーミックスの検討を踏まえて新たな削減目標として「2030年度に温室効果ガスを2013年度比で26.0%削減」を表明
2018年	「IPCC1.5℃特別報告書」で2050年までに温室効果ガスの排出量ゼロをする必要が明記される	気候変動適応法公布、「気候変動適応計画」が閣議決定
2020年		10月の臨時国会の総理大臣所信表明演説時において、「2050年までにカーボンニュートラル（実質温室効果ガス排出ゼロ）を目指すことを表明

第2章 前計画の中間評価

1. 温室効果ガス排出量の削減目標の達成状況

令和3年度までを計画期間とした現計画（2017年3月に策定）における温室効果ガス排出量の削減目標は、「2021（令和3）年度に基準年度の2015（平成27）年度比6%削減としていました。

表2-1 前計画における本村の温室効果ガス排出量の削減目標

基準年度排出量 2015(平成27)年度	削減目標		目標年度排出量 2021(令和3)年度
6,714.8t-CO ₂	(1) 防犯灯のLED化による削減目標	4.0%	6311.9t-CO ₂
	(2) 職員の事務の執行等に係る削減目標	2.0%	

表2-2 本村の温室効果ガス排出状況

年度	基準 平成27	平成29	平成30	平成31	令和2	目標 令和3
排出量 (t-CO ₂)	6,714.8	6,781.8	6,310.3	6,207.5	4,788.2	6,311.9
削減率	0%	-1.0%	6.0%	7.6%	28.7%	6.0%

読谷村の温室効果ガスの排出量は2017（平成29）年度の調査開始以降、概ね基準年度を下回る状況で推移しています。

調査3年目の2019（平成31）年度には基準年度比7.6%を達成しており、期間内で目標を達成することが出来ました。

調査4年目の2020（令和2）年度は、基準年度比28.7%の削減率となりました。内訳としては、

- ①防犯灯LED照明への切り替えの効果で5.8%の削減
- ②役場庁舎の節電努力、下水道処理施設の電力制御装置の調整、調理場の廃止、保育所の民営化などの事務的努力により、10.7%の削減
- ③新型コロナウイルス蔓延防止対策に起因する影響で12.2%の削減となります。

令和2年度は実質①と②を合わせた16.5%の削減率となっております。

第3章 計画の基本的事項

1. 計画の目的

本計画（事務事業編）は、温対法第 21 条に基づき、本村の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

参考：「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条（抜粋）

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

（中略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。

（中略）

10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

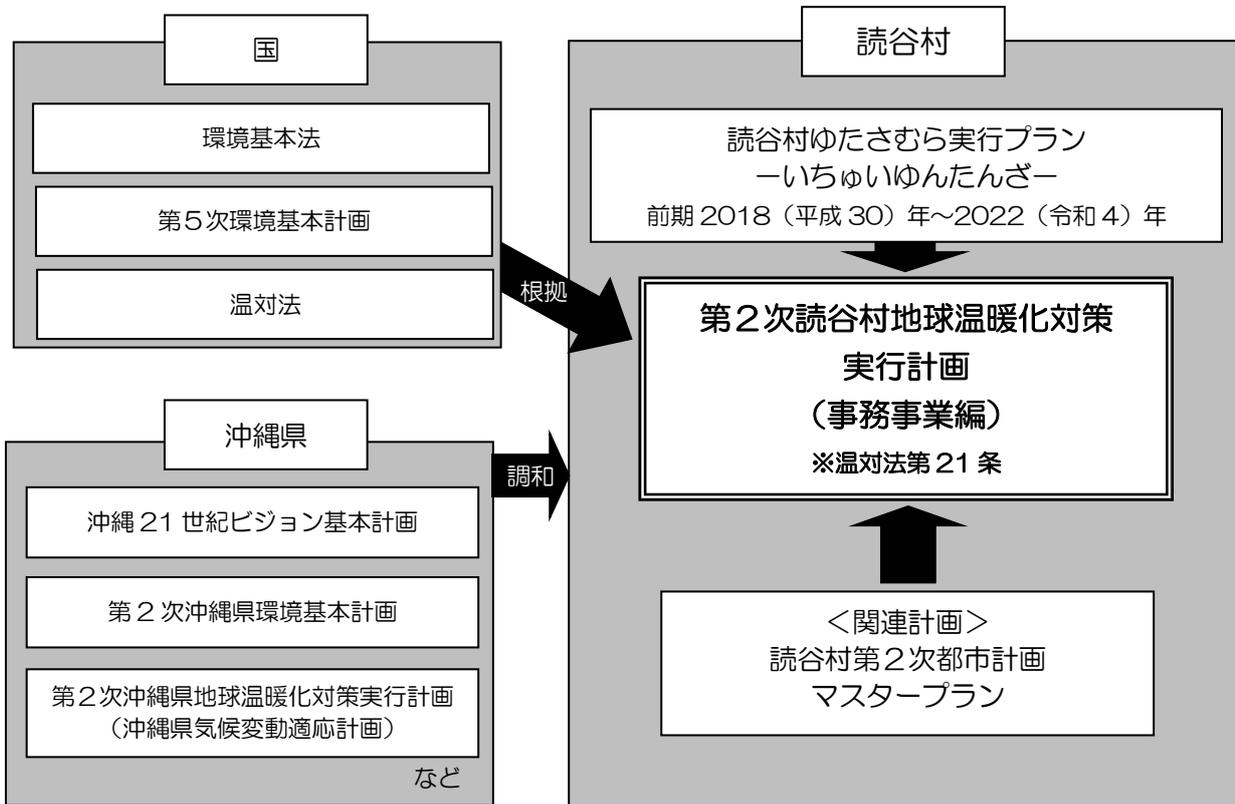
2. 計画の方針

- 本村の温室効果ガスの実質的な排出の抑制に取り組みます。
- 省エネルギーや省資源化、グリーン購入に積極的に取り組み、事務経費（光熱費等）の削減と循環型社会の構築・推進を図ります。
- 本村の率先した取り組みの成果等を広く PR していくことで、住民や事業者等の地球温暖化防止に向けた取り組みのさらなる実践を促します。

3. 計画の位置づけ

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき策定します。
また、本計画は、「読谷村ゆたさむら実行プラン」の施策推進に関わる事務事業と位置づけ、他関連計画と整合を図ります。

図3-1 本計画の位置づけ



4. 基準年度・計画期間

本計画の基準年度を2015（平成27）年度とし、計画期間は2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間とします（表3-1 参照）。

なお、本計画の進捗状況や社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとします。また、基準年度以降に建設や計画されている施設については、次の見直しの際に対象施設に加えるものとします。

表3-1 基準年度と計画期間

基準年度	2015（平成27）年度
計画の期間	2022（令和4）年度から2026（令和8）年度までの5年間

5. 計画の対象範囲

①事務及び事業の範囲

本計画は、本村におけるすべての事務及び事業を対象とします。

ただし、指定管理者等による管理施設や委託等により実施する事務や事業は、温室効果ガスの排出抑制等の取り組みを努力義務とします。

②対象範囲の組織及び施設等

管理施設を含めた本村が所管するすべての組織及び施設等で取り組みます（表3-2）。なお、指定管理に移行した施設、再編された施設、廃止となった施設については対象外施設とします。

表3-2 計画における対象範囲の組織及び施設等

組織	総務部	総務課、生活環境課、税務課、住民年金課	
	ゆたさむら推進部	企画政策課、商工観光課、農地活用推進課、営農・知産地笑推進課	
	健康福祉部	福祉課、健康保険課、こども未来課、健康推進課	
	建設整備部	土木建築課、都市計画課	
	その他	会計課、 <u>上下水道課</u> 、議会事務局、農業委員会、選挙管理委員会、監査委員会	
	教育委員会	教育総務課、 <u>学校指導課</u> 、生涯学習課、文化振興課、給食調理場	
施設	総務部	庁舎、 <u>よみたん斎苑</u> 、草木資源化施設、マウス小屋、防犯灯（生活環境課）	
	ゆたさむら推進部	宇座海岸施設、波平地内公衆便所、やちむんの里便所、喜名番所、大型ディスプレイ、 <u>電算Wi-Fi</u> 、読谷村西部公園ほか5公園、読谷村農産物直売施設、読谷村農産物加工施設、読谷村民リフレッシュ農園、読谷村先進農業支援センター、農業用給水施設（読谷中部地区）	
	健康福祉部	読谷村老人福祉センターセーラ苑、地域福祉相談室、読谷保育所、読谷村南保育所、みらい児童館	
	建設整備部	苗畑、残波岬公園他19公園、村営団地（喜名・瀬名波・古堅）、道路照明、パークゴルフ場	
	上下水道課	波平増圧ポンプ場、楚辺浄化センター、マンホールポンプ	
	教育委員会	学校等	渡慶次幼稚園、読谷幼稚園、喜名幼稚園、古堅幼稚園、古堅南幼稚園、渡慶次小学校、読谷小学校、喜名小学校、古堅小学校、古堅南小学校、読谷中学校、古堅中学校、読谷調理場、古堅調理場、 <u>読谷第2調理場</u>
		学習施設	読谷村立図書館、読谷村文化センター、陶芸研修所、 <u>ユンタンザミュージアム</u> 、読谷村史編集室
体育施設		読谷村運動広場屋外スタンド、読谷村体育センター、読谷村平和の森球場、読谷村陸上競技場、北側トイレ、西側トイレ、中央駐車場トイレ、読谷村多目的広場、社協側トイレ、読谷村運動広場、残波岬ボールパーク、読谷村テニスコート、読谷村トレーニング室、 <u>ゆんたんざソフトボール場</u>	
対象外	指定管理へ移行	農村女性の家、読谷村健康増進センター、読谷村診療所	
	再編	読谷村立美術館（ユンタンザミュージアムへ）	
	廃止	読谷村北保育所、渡慶次調理場	

下線：名称変更またはR4年より追加

6. 対象とする温室効果ガス

温対法第2条第3項には7物質の温室効果ガスが規定されています（表3-3参照）。そのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六フッ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）については算定が困難であること、また、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）は温室効果ガス排出量の占める割合が小さいことから、本計画の対象から除きます。

よって本計画では、発生量が多く削減対策に取り組みやすい二酸化炭素（CO₂）を対象とします。

表3-3 温対法第2条第3項に規定されている7種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 ^(注1)	日本の排出量割合(%) ^(注2)	本計画の対象物質
二酸化炭素(CO ₂)	化石燃料(石油、石炭、天然ガス等)の燃焼やセメント製造、生石灰製造などの工業プロセスから主に発生など	1	92.6	○
メタン(CH ₄)	稲作、家畜などの農業部門や廃棄物の埋立からの排出など	25	2.4	-
一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料の燃焼によるものや農業部門からの排出など	298	1.6	-
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや断熱発泡剤などに使用	1,430など	3.0	-
パーフルオロカーボン(PFC)	半導体等製造や電子部品などの不活性液体などとして使用	7,390など	0.3	-
六フッ化硫黄(SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造などに使用	22,800	0.2	-
三フッ化窒素(NF ₃)	半導体製造でエッチング液として使用	17,200	0.04	-

(注1) 大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO₂を1として相対値として表したもの。

(注2) 平成27年度温室効果ガス排出量(速報値)より作成。

出典：環境省 ウェブサイト

(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/ghg/2015sokuho.pdf>)

温室効果ガス排出量を把握する対象物質は、二酸化炭素(CO₂)とします。

第4章 二酸化炭素の排出状況

1. 基準年度の二酸化炭素排出量

本村の事務・事業に伴い発生する二酸化炭素総排出量は、基準年度である2015（平成27）年度で6,883.1 t-CO₂となっています（表4-1 及び図4-1 参照）。

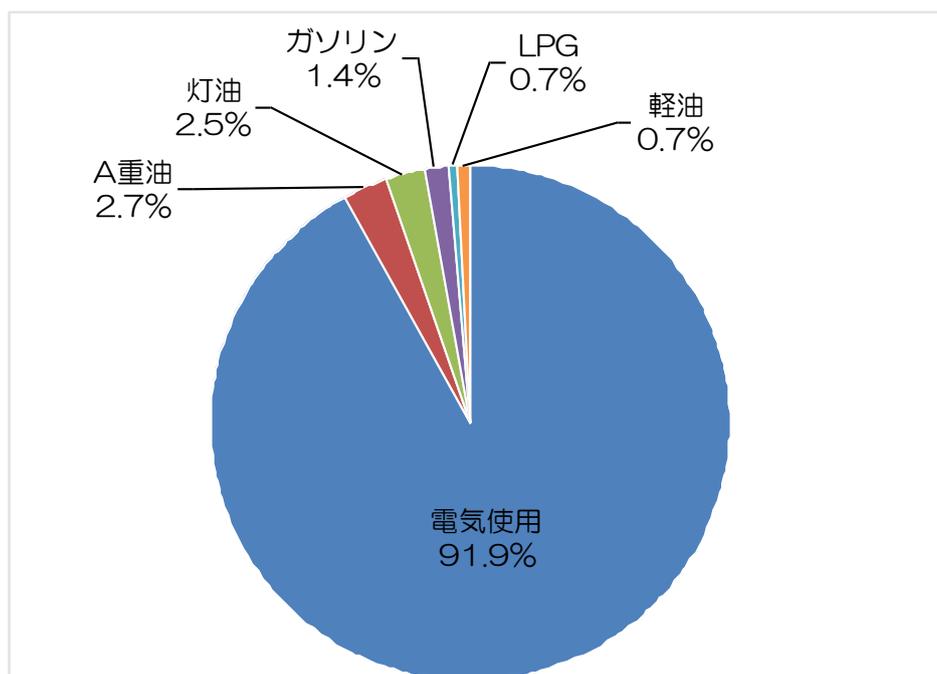
二酸化炭素排出量を発生源別にみると、電気の使用量が6,325.2 t-CO₂（91.9%）と最大です。次いで、A重油が187.0 t-CO₂（2.7%）、灯油が175.2 t-CO₂（2.5%）となっており、電気の使用量がほとんどを占めています。

表4-1 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源		活動量 (使用量)	排出量 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
電気使用量		7,886,735kWh	6,325.2	91.9
燃料 使用	A重油	69,009L	187.0	2.7
	灯油	70,379L	175.2	2.5
	ガソリン	41,941L	97.4	1.4
	液化石油ガス (LPG)	7,585m ³	49.7	0.7
	軽油	18,857L	48.7	0.7
合 計		—	6,883.1	100.0

※計算上の四捨五入により、合計値が異なる。

図4-1 発生源別二酸化炭素排出量の割合



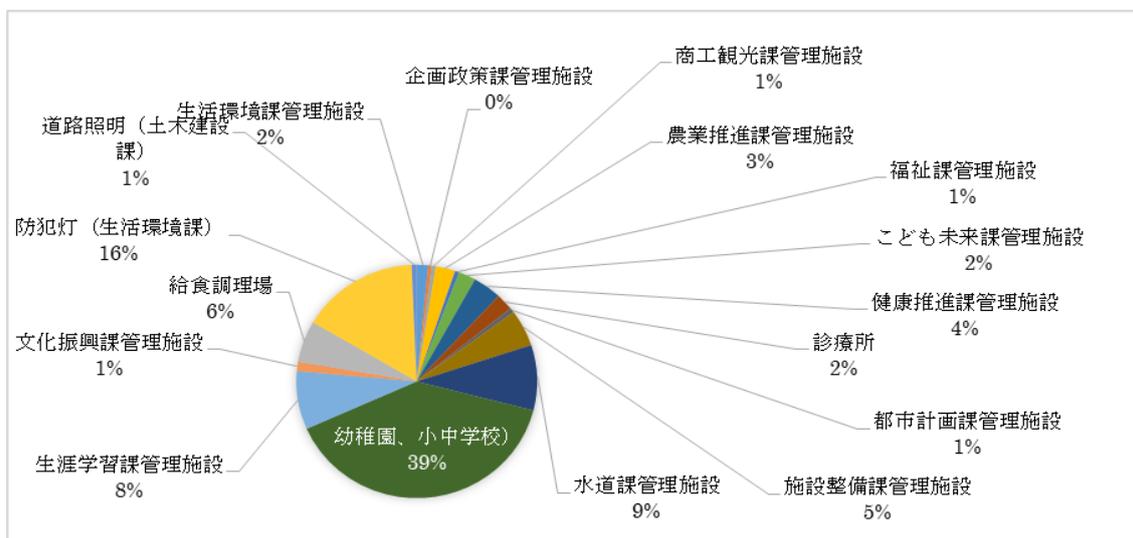
2. 所管課別二酸化炭素排出量

所管課別の二酸化炭素排出量をみると、学校教育課（学校指導課）（幼稚園、小中学校）が2,457.7 t-CO₂（35.7%）と最も大きく、次いで、生活環境課が所管する防犯灯が992.7 t-CO₂（14.4%）、総務課（本庁舎）が641.1 t-CO₂（9.3%）と続きます（表3-2及び図4-2参照）。

表4-2 所管課別二酸化炭素排出量（平成27年）

所管課	二酸化炭素 (t-CO ₂)	排出割合 (%)
総務課（本庁舎）	641.1	9.3
生活環境課管理施設	96.6	1.4
企画政策課管理施設	26.5	0.4
商工観光課管理施設	32.0	0.5
農業推進課（農地活用推進課、営農・知産地笑推進課） 管理施設	164.7	2.4
福祉課管理施設	31.8	0.5
こども未来課管理施設	147.8	2.1
健康推進課管理施設	238.9	3.5
読谷村診療所	144.2	2.1
都市計画課管理施設	42.9	0.6
施設整備課（都市計画課・上下水道課）管理施設	317.2	4.6
水道課（上下水道課）管理施設	567.6	8.2
学校教育課（学校指導課）（幼稚園、小中学校）	2,457.7	35.7
生涯学習課管理施設	502.9	7.3
文化振興課管理施設	82.7	1.2
給食調理場	357.2	5.2
防犯灯（生活環境課）	992.7	14.4
道路照明（土木建設課）	38.6	0.6
合計	6,883.1	100.0

図4-2 所管課別二酸化炭素排出量（平成27年）



第5章 計画の目標

1. 二酸化炭素の削減目標

本村の庁舎及び公共施設は、村内有数の大事業所として、村民、事業者の先頭に立ち、二酸化炭素の排出削減のための取り組みを推進していかねばなりません。

2020（令和2）年10月の臨時国会において、内閣総理大臣は就任後の所信表明演説時において、「2050年までにカーボンニュートラル(実質温室効果ガス排出ゼロ)を目指すことを表明しました。また、沖縄県も令和3年2月に第2次沖縄県地球温暖化対策実行計画を公開し、中期目標として2030（令和12）に2013年度比26%削減、2050年度に脱炭素社会の実現を掲げています。

本村では、沖縄県の間目標を参考にするとともに、直近の実績を鑑みて本計画では二酸化炭素排出量を基準年度から今後5年間で19%削減することを目指します。

● 各施策による削減目標

二酸化炭素排出量の削減効果の高い設備（LED照明、高効率な空調施設等）への更新に努め、職員の事務における取組を推進することで、5年間で基準年度から19%削減します。将来的には施設の電気の一部に再生可能エネルギーの導入に努めることでさらなる二酸化炭素の削減を目指します。

表5-1 職員の事務の執行等に係る削減目標

基準年度排出量 平成27年度	平成31年度 排出量(参考)	削減目標	目標年度排出量 令和8年度
6,714.8	6,207.5	19%	5,438.9

単位：(t-CO₂)

注) 基準年度排出量においては対象外施設とする読谷火葬場(旧)、読谷村立歴史民俗資料館及び地域振興センターから排出された二酸化炭素排出量は除外しています。

第6章 目標達成に向けた具体的な取り組み

第5章で定めた計画の目標を達成するため、二酸化炭素排出の抑制等の取り組みとして次の項目を定めます。

1. 庁舎及び公共施設の管理に関する取り組み

(1) 省エネルギーの推進

照明に関する省エネ	【全職員】
	<ul style="list-style-type: none"> ・昼休み（受付事務や来客の場合を除く）、退庁時、また業務中、不要と思われる箇所（トイレ、会議室、給湯室等）は消灯する。
OA 機器・庁用機器等に関する省エネ	【施設を所管する課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・作業環境に適した照度を計測し、照明の間引きを行う。 ・段階的な LED 照明への切替、消費電力の小さい電気機器の購入等に努める。
冷房に関する省エネ	【全職員】
	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズを実施する（かりゆしウェア・ぼろゆしの着用）。 ・冷房の効果を高めるため、カーテン、遮熱フィルム等を有効活用する。
その他	【施設を所管する課】
	<ul style="list-style-type: none"> ・冷房の運転期間を定め、温度管理（外気温に応じた冷房温度の適正管理）を徹底する。
その他	【全職員】
	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターをできるだけ使用せずに階段を利用する。
	【総務課】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ノー残業デーを実施し、早めに消灯する。
	【施設を所管する課】
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・トイレには人感センサーを設置するよう努める。

(2) 省資源・リサイクルの推進

紙類の使用量削減	<p>【全庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・印刷機・コピー機の整理を行い、可能な限り各課で共用する。 ・手続のネット申請の拡大、電子決済の導入、提出物の電子化・メール化の検討。 <p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・両面コピー、裏面使用を徹底し、使用枚数の削減を図り、印刷前には用紙サイズや枚数等の確認、使用後のリセットを徹底し、ムダな印刷を行わない。 ・庁内LANや電子メールを有効に活用する（電子決裁等）。 ・資料の共有化を図り、個人持ち資料を減量化する。
ごみの減量・リサイクルの推進	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物品等の納入時に、不要な包装を控えるように指示する。 ・3M運動（マイバッグ・マイ箸・マイボトル）を推進する。 ・使用済み封筒、ファイル等を再利用する。 ・使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に利用する。 ・紙類等リサイクル資源について、分別収集、資源化、減量化を行う。 ・イベント会場では、ごみ分別回収ボックスを設置する。 ・不要となった物品は、職員ポータルに掲示板を利用し、他部署で再利用する。
水道水の使用量削減	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが節水を心がけ、水をムダにしない。 <p>【施設を所管する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。 ・水使用量を把握し、漏水を定期的にチェックする。
その他	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量・リサイクルの施策を推進するための「一般廃棄物処理基本計画」を策定する。

(3) グリーン購入の推進

グリーン購入の推進	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コピー用紙、トイレトペーパーは再生紙が使用されている商品を購入する。 ・製品購入時には、エコマーク、グリーンマーク等の環境ラベリング商品等、環境に配慮した商品を積極的に購入する。
-----------	--

(4)再生可能エネルギーの導入

<p>既存施設・狭小な村有地における再生可能エネルギー導入の検討</p>	<p>【施設・用地を所管する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実現可能な範囲での太陽光発電等の再生可能エネルギー施設を導入できるか検討する。 ・狭小な村有地についても、再生可能エネルギー施設を導入できるか検討する。
--------------------------------------	---

2. 自動車の利用に関する取り組み

<p>低公害車の導入の促進</p>	<p>【総務課・各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公用車を導入する場合には、ハイブリッド車、低燃費車等の低公害車を導入する。 ・電気自動車の導入については、電源確保の方法も含めて、別途検討する。 ・電気自動車は村内の移動が主となる課・管理施設から配置する。
<p>自動車使用の適正化</p>	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤距離が2 km未満の通勤者は徒歩、自転車利用に努める。
<p>日常的な点検の実施</p>	<p>【各課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両のコンディションの維持のため、日常点検、メンテナンスを確実にを行う。
<p>エコドライブの推進</p>	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコドライブ、アイドリング・ストップを実践する。 ・走行ルートの合理化、相乗り等公用車を効率的に利用する。 ・不要な荷物は積まないよう心掛け、タイヤの空気圧をこまめにチェックする。

3. 公共事業に関する取り組み

環境配慮型の事業実施	<p>【工事等を担当する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施する。 • 環境負荷の低減に配慮した施設を整備し、適正な管理を行う。 • 雨水の有効利用に配慮した構造とするよう努める。 • 建設副産物のリサイクルを推進し、公共工事の発注に当たっては、再生アスファルトやコンクリート廃材等のリサイクル製品を使用する。 • 施設への遮熱効果の高いガラスフィルムやブラインド、高遮熱塗装等を設置する。 • 屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進に努める。 • 公共事業において、積極的な植栽を行う。
省エネルギー等の推進	<p>【工事等を担当する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 太陽光発電や風力等、確立された再生可能エネルギーの導入に努める。 • 省エネルギー型の機器・設備の積極的な導入に努める。 • 設置されている蛍光灯や既存の公共施設及び防犯灯・街路灯の高効率照明（LED照明）等への切り替え及び新設する公共施設等においても高効率照明等の導入を行う。 • 人体感知センサー付き照明設備や照明の明るさ調整装置の導入促進に努める。 • 省エネルギー診断やESCO事業の活用を努める。

4. 来庁者への協力依頼等に関する取り組み

協力依頼	<p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 車両のアイドリング・ストップについて協力を求める。 • エレベーターの使用を控え、階段を利用するよう協力を求める。 • 鳳バスの利用を促す。
	<p>【施設を所管する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 施設内の照明、室温調整、廃棄物の分別等への理解と協力を求める。
村民への周知	<p>【生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 本計画の取り組みについて周知する。

5. その他の地球温暖化防止に関する取り組み

<p>意識向上</p>	<p>【生活環境課・エコリーダー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用量等を把握し、職員へ公開・周知することにより意識啓発を行う。 <p>【全職員】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員一人ひとりが、職場、地域等で環境に配慮できる情報を積極的に伝える。 ・家庭でできる温暖化対策 10 の取り組み（資料 7 ページ参照）の実践を心がける。 <p>【総務課・生活環境課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の環境保全の意識向上を図るため、庁内研修時に可能な限り環境関連項目を導入する。また環境に関する研修、講演会、ボランティア等への積極的な参加を呼びかける。
<p>環境保全</p>	<p>【施設を管理する課】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・冷媒を使用するものは、フロン規制対応や非フロン系製品を購入するよう努める。

第7章 計画の推進

1. 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務・事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的かつ積極的に実践するとともに、本村としても総合的かつ計画的に事務・事業に係る二酸化炭素の削減に組織的に取り組む必要があります。

本計画においては、進行管理及び見直しを行う事務局を「総務部 生活環境課」に置き、各課と連携し計画の着実な推進と進行管理を行います。

また、各課等にエコリーダー（推進担当者）を1名置き、読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部へ二酸化炭素排出量等に関する報告を行うとともに、各課での二酸化炭素削減への取り組みを促進します。

「推進統括者」、「読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）」、「推進部会」及び「エコリーダー」による、計画の着実な推進と進行管理を行います。

(1) 推進統括者

推進統括者は村長とし、計画の決定・変更及び実施状況の公表を行います。

(2) 読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部

推進本部は、副村長を本部長とし、総務部長を副本部長、各部長等を委員として構成します。

推進本部では、計画の推進並びに点検、見直し等を行い、取組方針の決定、指示を行います。また、推進部会の報告・提案等を審議し、実施状況や取り組みの改善、見直し等を行います。

(3) 推進部会

推進部会は、部会長を生活環境課長とし、各課長等を部員として構成し、推進本部を補佐します。

推進部会では、実施状況の把握や課題・解決策の検討、報告を行います。また、エコリーダーや職員に対して計画推進における指導・情報提供を行います。

(4) エコリーダー

推進担当者であるエコリーダーは、各所属課等の係長等とし、本計画の推進を図るとともに、実施状況の調査、チェック等を行い、推進部会に報告します。また、全職員に対し、実行計画の周知徹底、意識啓発を行います。

(5) 全職員

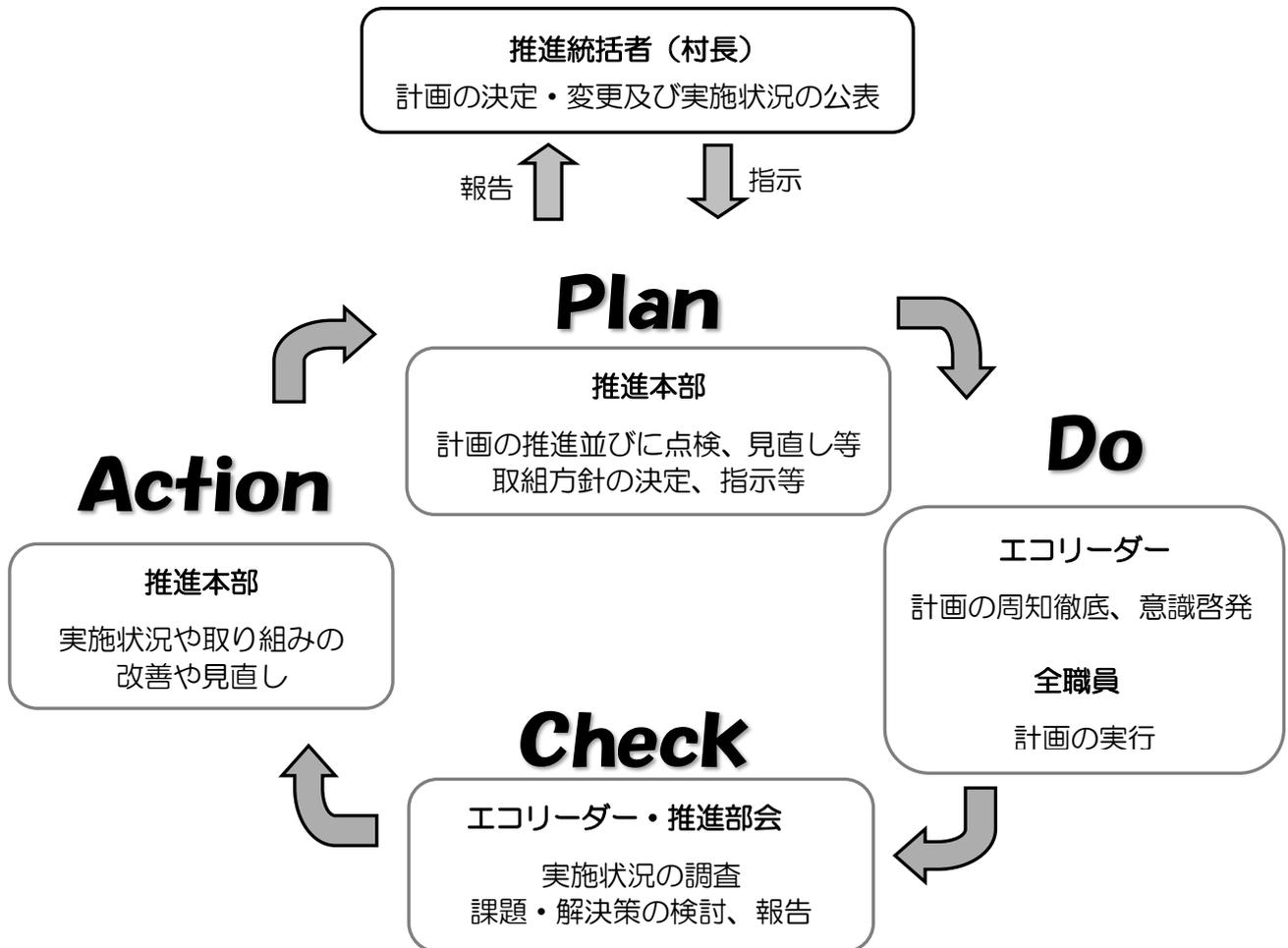
全職員は、目標達成に向け創意工夫を凝らし、自主的・積極的に行動します。

2. 進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み結果を毎年度、点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

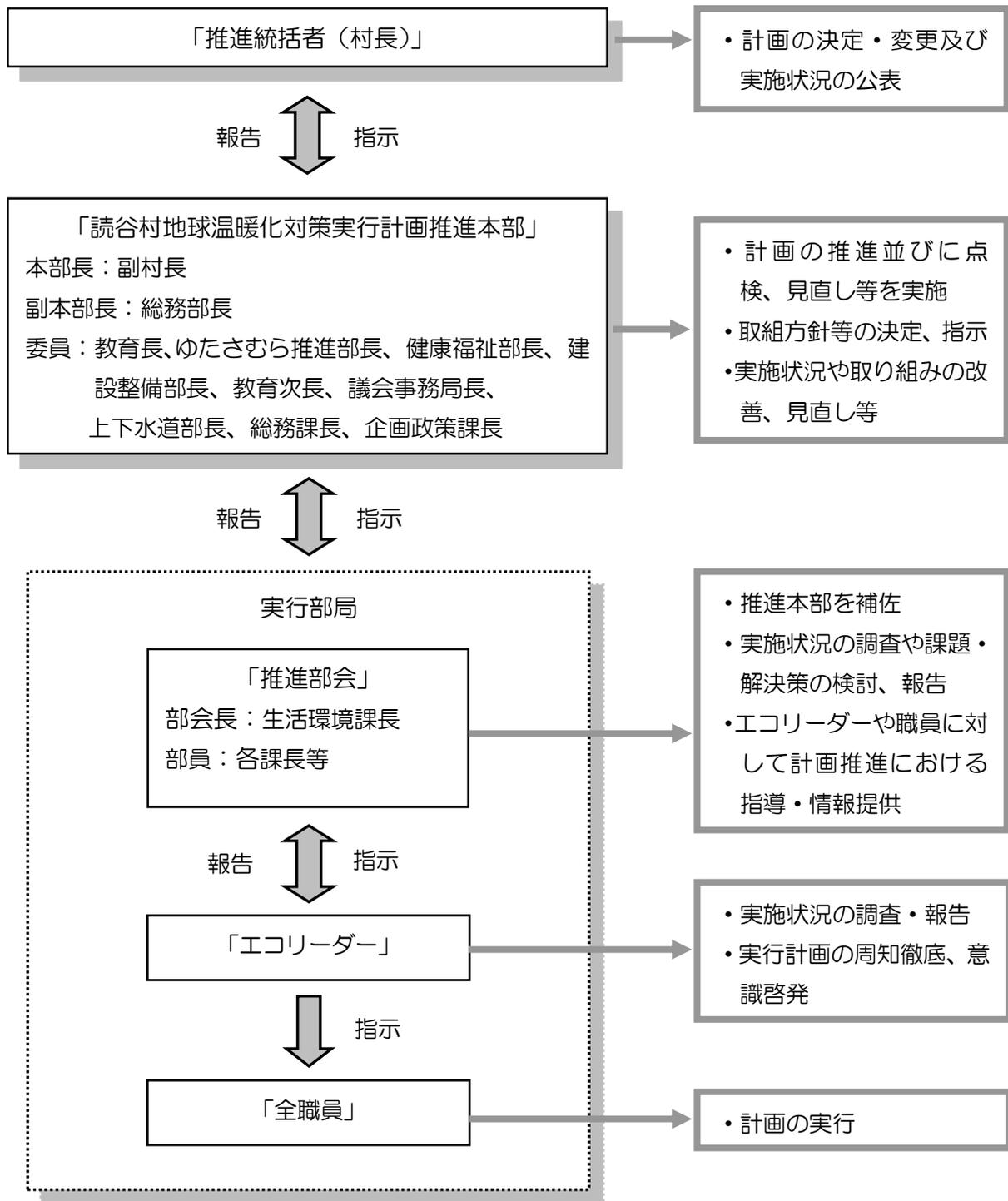
図7-1 に示す PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルにより進行管理を推進します。

図7-1 PDCA サイクル



段 階	主 体	内 容
計画 (Plan)	・推進本部	・推進本部は、計画の推進並びに点検、見直し等を行い、エコリーダーや全職員に対して実行の指示を行います。 ・推進本部は、取組方針の決定等を行います。
実施 (Do)	・エコリーダー ・全職員	・エコリーダーは全職員に対し、実行計画の周知徹底、意識啓発を行います。 ・全職員が目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。
点検 (Check)	・エコリーダー ・推進部会	・エコリーダーは、実施状況等を取りまとめ、推進部会に報告を行います。 ・推進部会は、エコリーダーからの報告等から実施状況を把握し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告します。
改善 (Action)	・推進本部	・推進本部は、推進部会の報告・提案等を審議し、実施状況や取り組みの改善、見直し等を行います。 ・実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施することも検討し、課題の解決に努めます。

図7-2 本計画の推進組織図



3. 計画の取り組み成果の公表

村長（推進統括者）は、本計画の実施状況について、本村の広報紙やホームページなどで毎年公表します。

4. 職員に対する研修・情報提供

本計画を全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、地球温暖化問題に関する認識を深め、環境に関する研修等を行い、地球温暖化防止に対する行動を促進します。

また、メール、回覧等を利用し、計画の進行状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

それと同時に、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を公表し、環境配慮の取り組みについて理解と協力を求めています。

表 7-1 実行計画の年間スケジュール

月	作業	備考
4月	各課エコリーダー氏名報告	
5月	各課エコリーダー決定	
6月	実施状況の調査・報告依頼	
7月	実施状況の報告期間	各課長においては整理・報告の指示
8月	実施状況の報告・分析	
9月	推進本部にて実施状況の報告・改善点の検討	達成状況に応じ、計画の見直し
10月	実施状況の公開	地球温暖化対策法に基づく公開
	実施内容・分析内容の報告	実施状況を職員に報告し、今後の各種計画、予算への反映を促す。
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

※通年で役場内・村民を問わず、地球温暖化防止対策に関する情報提供・啓発活動を実施していく。

資料編

- 排出量算定方法 資料-1
- 施設別燃料別の二酸化炭素排出量 資料-2
- 読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱 資料-5
- 家庭でできる温暖化対策 資料-7
- 用語集 資料-8

排出量算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素 (CO₂) の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{燃料使用量 (L 等)} \times \text{単位発熱量 (MJ/L 等)} \times \text{排出係数 (kg-C/MJ)} \times 44/12 \text{ 注1)}$$

表 1 燃料別の単位発熱量と排出係数

燃料	①単位発熱量	②排出係数	①×②
ガソリン (L)	34.6 (MJ/L)	0.0183 (kg-C/MJ)	2.3217 (kg-CO ₂ /L)
灯油 (L)	36.7 (MJ/L)	0.0185 (kg-C/MJ)	2.4895 (kg-CO ₂ /L)
軽油 (L)	37.7 (MJ/L)	0.0187 (kg-C/MJ)	2.5850 (kg-CO ₂ /L)
A 重油 (L)	39.1 (MJ/L)	0.0189 (kg-C/MJ)	2.7096 (kg-CO ₂ /L)
B 重油 (L)	41.9 (MJ/L)	0.0195 (kg-C/MJ)	2.9959 (kg-CO ₂ /L)
液化石油ガス (LPG) (kg)	50.8 (MJ/kg)	0.0161 (kg-C/MJ)	2.9989 (kg-CO ₂ /kg)
液化石油ガス (LPG) (m ³) 注2)	110.9 (MJ/m ³)	0.0161 (kg-C/MJ)	6.5478 (kg-CO ₂ /m ³)

注 1 : 44/12=CO₂ 分子量/C 分子量注 2 : 活動量が m³ の場合、50.8 (MJ/kg) /0.458 (m³/kg) =110.9 (MJ/m³) を使用
日本 LP ガス協会ホームページ (<http://www.j-lpgas.gr.jp/nnten/co2.html>)

出典 : 温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン 平成 29 年 4 月 環境省

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素 (CO₂) の排出量算定

$$\text{CO}_2 \text{ 排出量 (kg-CO}_2\text{)} = \text{電気使用量 (kWh)} \times \text{排出係数 (0.797kg-CO}_2\text{/kWh) 注3)}$$

注 3 : 平成 27 年度の沖縄電力の排出係数
沖縄電力環境行動レポート 2020
(<http://www.okiden.co.jp/corporate/eco/index.html>)

施設別燃料別の二酸化炭素排出量（2015（平成27）年度基準値）

施設別の排出される二酸化炭素は、防犯灯が992.7 t-CO₂（14.4%）と最も大きく、二番目に高い排出量は、本庁舎（総務課）の601.5 t-CO₂（8.7%）であり、その各々では電気が主な発生源です。次に、三番目に高い排出量は、水道課管理施設の波平増圧ポンプ場の567.6 t-CO₂（8.2%）であり、電気が主な発生源となっています。（表2及び図1参照）。

表2 平成27年度 庁舎内課別燃料別の二酸化炭素排出量(1)

庁舎	担当課・施設名	二酸化炭素							小計		比率 %
		ガソリン t-CO ₂	灯油 t-CO ₂	軽油 t-CO ₂	A重油 t-CO ₂	LPG t-CO ₂	電気 t-CO ₂	t-CO ₂	課別	機関別	
本庁舎	総務課	32.3	0.0	6.0	0.0	0.5	562.7	601.5			8.7%
	生活環境課	1.0	0.0	4.1	0.0	0.0	0.0	5.1			0.1%
	税務課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	住民年金課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	企画政策課	2.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.4			0.0%
	商工観光課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	農業推進課	6.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.8			0.1%
	福祉課	4.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.5			0.1%
	健康保険課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	こども未来課	0.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7			0.0%
	健康推進課	1.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.4			0.0%
	土木建設課	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9			0.6%
	都市計画課	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5			0.0%
	施設整備課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	会計課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	水道課	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	9.1			0.1%
	議会事務局	3.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.7			0.1%
	農業委員会	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	選挙管理委員会	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	監査委員	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	教育総務課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	学校教育課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			0.0%
	生涯学習課	2.8	0.0	1.6	0.0	0.0	0.0	4.3			0.1%
文化振興課	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	641.1	641.1	0.0%	

表2 平成27年度 施設別燃料別の二酸化炭素排出量(2)

施設	担当課・施設名	二酸化炭素											
		ガソリン	灯油	軽油	A重油	LPG	電気	小計		比率			
		t-CO ₂	%										
出先機関	生活環境課	読谷火葬場	0.0	61.0	0.0	0.0	0.0	7.5	68.5	97	5,210.8	1.0%	
		草木資源化施設	0.0	0.0	28.1	0.0	0.0	0.0	28.1				0.4%
		マウス小屋	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0%
	企画政策課	宇座海岸施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	5.6	5.6	26.5		0.1%	
		地域振興センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.9	20.9				0.3%
	商工観光課	波平地内公衆用便所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	0.4	32.0		0.0%	
		ヤチムンの里便所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.3	1.3				0.0%
		喜名番所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	18.2				0.3%
		大型ディスプレイ	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.0	12.0			0.2%	
	農業推進課	読谷村西部公園他5公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.1	7.1	164.7		0.1%	
		農村女性の家	0.0	0.0	0.0	0.0	0.4	8.8	9.1				0.1%
		読谷村農産物加工施設	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	6.1	7.1				0.1%
		読谷村民リフレッシュ農園施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	0.5				0.0%
		読谷村先進農業支援センター	0.0	54.9	0.0	0.0	0.0	82.5	137.3				2.0%
		農業用給水施設（読谷中部地区）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	3.6	3.6		0.1%		
	福祉課	読谷村老人福祉センターセーラ苑	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	29.3	29.3	31.8		0.4%	
		地域福祉相談室	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	2.0	2.5				0.0%
	こども未来課	読谷村保育所	0.0	0.0	0.0	0.0	7.0	47.6	54.6	147.8		0.8%	
		読谷村南保育所	0.0	1.9	0.0	0.0	3.7	53.2	58.8				0.9%
		読谷村北保育所	0.0	1.1	0.0	0.0	2.6	19.4	23.1				0.3%
		みらい児童館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	11.3	11.4				0.2%
	健康推進課	読谷村健康増進センター	0.0	0.0	0.0	56.9	0.0	182.0	238.9	238.9		3.5%	
	診療所	診療所	16.8	3.6	2.5	0.0	0.0	121.3	144.2	144.2		2.1%	
	都市計画課	苗畑(砂良原苗圃場)	0.1	0.0	0.0	0.0	0.7	2.6	3.4	42.9		0.0%	
		残波公園他19公園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	39.5	39.5				0.6%
	施設整備課	楚辺浄化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	301.8	301.8	317.2		4.4%	
		村営住宅（喜名・瀬名波、古堅）	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.3	7.3				0.1%
		マンホールポンプ場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.1	8.1				0.1%
	水道課	波平増圧ポンプ場	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	567.6	567.6	567.6		8.2%	
	学校教育課	読谷中学校	5.5	0.0	0.1	0.0	0.2	432.6	438.4	2,457.7		6.4%	
		古堅中学校	3.8	0.0	0.0	0.0	0.2	418.1	422.1				6.1%
		渡慶次小学校	0.2	0.0	0.0	0.0	0.4	227.6	228.3				3.3%
		読谷小学校	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	334.8	335.5				4.9%
		喜名小学校	0.2	0.0	0.0	0.0	0.2	351.1	351.4				5.1%
		古堅小学校	0.7	0.0	0.1	0.0	0.2	380.7	381.6				5.5%
		古堅南小学校	0.7	0.0	0.0	0.0	0.2	271.0	271.9				4.0%
		渡慶次幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	28.1	28.2				0.4%
		読谷幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1				0.0%
		喜名幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1				0.0%
		古堅幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0				0.0%
		古堅南幼稚園	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.0	0.1				0.0%
	生涯学習課	読谷村立図書館	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	90.2	90.2	502.9		1.3%	
		読谷村体育施設	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	127.0	127.0				1.8%
		残波岬ホールパーク	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.7	2.7				0.0%
		読谷村文化センター	0.0	0.0	0.0	0.0	0.7	280.3	281.1				4.1%
		陶芸研修所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.5	1.4	1.8				0.0%
	文化振興課	読谷村立歴史民俗資料館	1.2	0.0	0.1	0.0	0.1	77.6	79.0	82.7		1.1%	
		読谷村立美術館	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9				0.0%
		読谷村史編集室	0.5	0.0	0.0	0.0	2.3	0.0	2.8				0.0%
	給食調理場	読谷調理場	0.0	0.0	2.0	130.1	5.2	140.5	277.8	357.2	5,210.8	4.0%	
		古堅調理場	0.0	31.3	2.5	0.0	14.6	0.0	48.4				0.7%
		渡慶次調理場	0.0	21.5	1.8	0.0	7.7	0.0	31.0				0.5%
	防犯灯		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	992.7	992.7	992.7	992.7	14.4%	
	道路照明		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	38.6	38.6	38.6	38.6	0.6%	
	合計		97.4	175.2	48.7	187.0	49.7	6,325.2	6,883.1	6,883.1	6,883.1	100.0%	
	比率		1.4%	2.5%	0.7%	2.7%	0.7%	91.9%	100.0%	100.0%	100.0%	-	

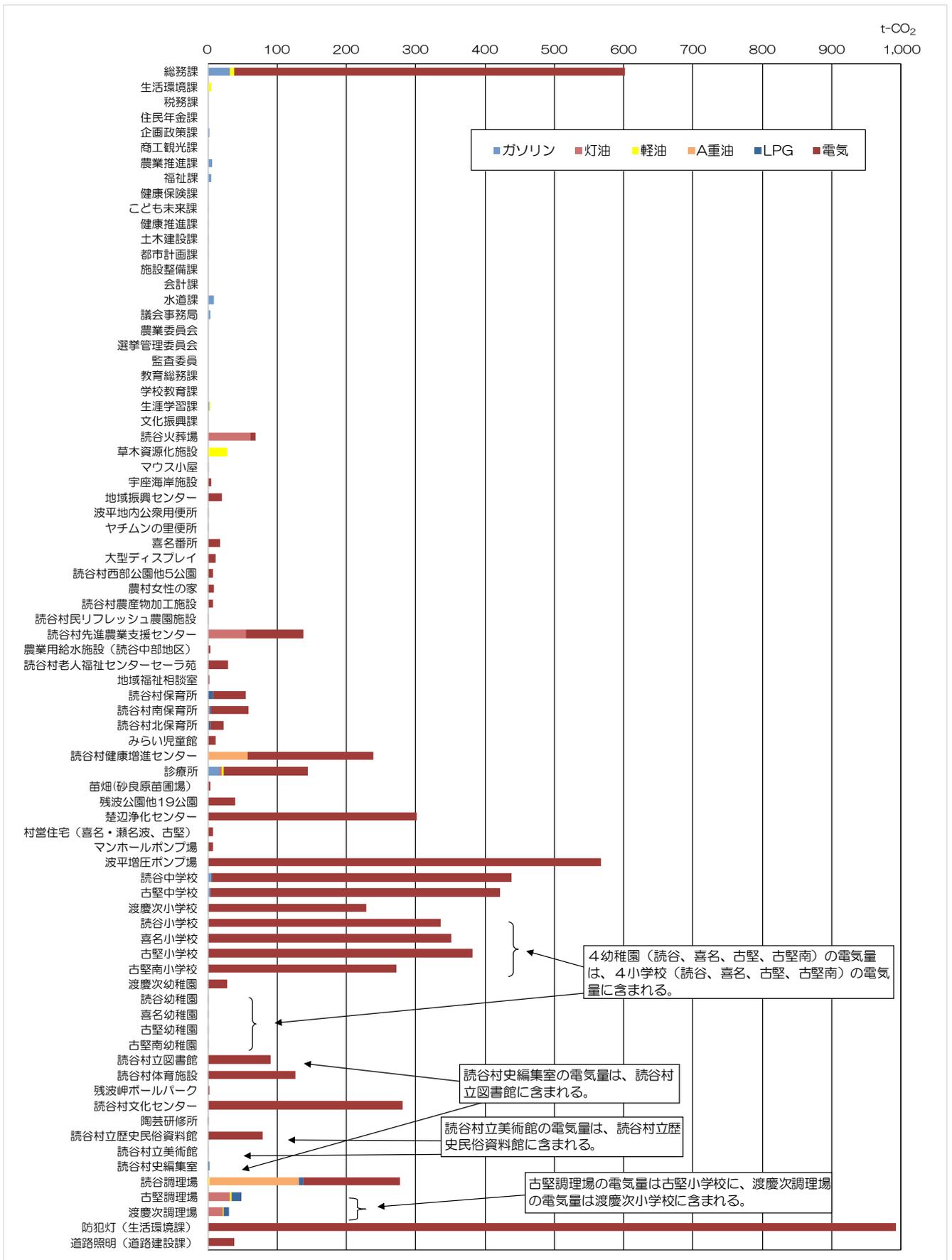


図1 平成27年度 本庁舎別燃料別の二酸化炭素排出量

読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第20条の3第1項に基づき、読谷村地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の策定等を行うため、読谷村地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること。
- (2) 実行計画の推進並びに点検及び見直しに関すること。
- (3) 計画全体及び取組状況の管理並びに評価に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、読谷村村政運営会議設置規程（平成3年読谷村規程第4号）第4条第2項の規定により構成する者から村長を除く者をもって組織する。

- 2 本部長は副村長をもって充て、副本部長は総務部長をもって充てる。
- 3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、本部長が会議の議長となる。

- 2 推進本部は、必要に応じて関係職員に推進本部への出席を求めることができる。

(推進部会)

第5条 第2条に規定する所掌の事務を補佐するため、推進部会を置くことができる。

- 2 推進部会には部会長を置き、総務部生活環境課長をもって充てる。
- 3 推進部会は、部会長が必要と認めるときに招集し主宰する。
- 4 部会長に事故あるとき又は欠けたときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 5 推進部会の構成員は、各部局に所属する課長等で構成する。
- 6 推進部会は、必要に応じて関係職員に推進部会への出席を求めることができる。

(エコリーダー)

第6条 各課に実行計画の素案作成及び推進するために、エコリーダーを置き、所属課長等が指名する係長等をもって充てる。

- 2 エコリーダーは、所属課内における実行計画の周知徹底に努めると共に、所属職員の意識啓発を推進しなければならない。
- 3 エコリーダーは、実行計画の作成のためのエネルギー消費量等の実績調査、実行計

画の取組状況の点検等を行い、その結果について前条に規定する推進部会へ報告しなければならない。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、総務部生活環境課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関する必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

家でできる温暖化対策

私たちの生活を見直し、二酸化炭素の排出を減らすためにはどうすればいいのでしょうか。
まず、下に挙げた10の取り組みのうち、できるものから始めてみましょう。

- 1** 冷房の温度を1℃高く、暖房の温度を1℃低く設定する

カーテンを利用して太陽光の入射を調整したり、クールビズやウォームビズを取り入れることにより冷暖房の設定温度を工夫して過ごしましょう。

年間約33kgのCO₂の削減、
年間で約1,800円の節約


- 2** 週2日往復8kmの車の運転をやめる

通勤や買い物の際にバスや鉄道、自転車を利用しましょう。歩いたり自転車を使う方が健康にもいいですよ。

年間約184kgのCO₂の削減、
年間で約9,200円の節約


- 3** 1日5分間のアイドリングストップを行う

駐車や長時間停車するときは車のエンジンを切りましょう。大気汚染物質の排出削減にも寄与します。

年間約39kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約


- 4** 待機電力を50%削減する

主電源を切りましょう。長期間使わないときはコンセントを抜きましょう。また、家電製品の買い換えの際には待機電力の少ない物を選ぶようにしましょう。

年間約60kgのCO₂の削減、
年間で約3,400円の節約


- 5** シャワーを1日1分家族全員が減らす

身体を洗っている間、お湯を流しっぱなしにしないようにしましょう。

年間約69kgのCO₂の削減、
年間で約7,100円の節約


- 6** 風呂の残り湯を洗濯に使いまわす

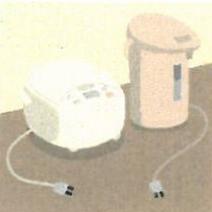
洗濯や庭の水やりのほか、トイレの水に使っている人もいます。残り湯利用のために市販されているポンプを使うと便利です。

年間約7kgのCO₂の削減、
年間で約4,200円の節約


- 7** ジャーの保温を止める

ポットやジャーの保温は利用時間が長いと、多くの電気を消費します。ごはんは電子レンジで温めなおす方が電力の消費は少なくなります。

年間約34kgのCO₂の削減、
年間で約1,900円の節約


- 8** 家族が同じ部屋で団らんし、暖房と照明の利用を2割減らす

家族が別々の部屋で過ごす、暖房も照明も余計に必要になります。

年間約238kgのCO₂の削減、
年間で約10,400円の節約


- 9** 買い物袋を持ち歩き、省包装の野菜を選ぶ

トレーやラップは家に帰れば、すぐごみになります。買い物袋を持ち歩けばレジ袋を減らせます。

年間約58kgのCO₂の削減


- 10** テレビ番組を選び、1日1時間テレビ利用を減らす

見たい番組だけ選んでみるようにしましょう。

年間約14kgのCO₂の削減、
年間で約800円の節約



全国地球温暖化防止活動推進センター

<http://www.jccca.org>

JCCCA
Japan Center for Climate Change Actions

用語集

〈あ行〉

アイドリング・ストップ

停車時に車のエンジンを切ること。燃料消費を削減するとても有効な手段であるとされる。

A重油

重油は炭素と水素からなる炭化水素が主成分であるが、若干の硫黄分および微量の無機化合物などが含まれている。硫黄含有量はおよそ0.1～3.5質量%で、無機化合物は灰分にしておよそ0.03質量%以下である。

重油は蒸留残油または蒸留残油と軽油とを混合したものであり、その用途に従って粘度、残留炭素、硫黄分あるいは流動点などを調整して製品としたものである。

種類は動粘度によりA重油（JIS K 2205、1種）、B重油（同、2種）C重油（同、3種）の3種類に大別される。

ウォームビズ

地球温暖化防止の一環として、秋冬のオフィスの暖房設定温度を省エネ温度の20度にし、暖かい服装を着用する秋冬のビジネススタイルのこと。「クールビズ」の冬版として、環境省によって提唱された。暖房設定温度を21℃から20℃にした場合、年間で1家庭あたり約25.7kgの二酸化炭素を削減することができるとしている。

ESCO事業

ESCOは、Energy Service Companyの略で、工場やオフィス、商業施設、公共施設などに対して省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、それまでの利便性などを損なうことなくコスト削減効果を保証し、削減したエネルギーコストから報酬を得る事業である。温暖化対策にも寄与する新しい環境産業として注目を浴びている。

エコドライブ

車を運転する上で、エンジンを無駄にアイドリングすることや、空ぶかし、急発進、急加速、急ブレーキなどの行為をやめるなどで簡単

に実施できる環境にやさしい自動車利用の実践をいう。

LED照明

発光ダイオードを利用した省エネ効果の高い照明のこと。

LPG（液化石油ガス）

プロパン・ブタンを主成分に持つ液化石油ガス。液化石油ガスは、大半を海外から輸入している。本来は無色・無臭だが、ガス漏れ時にすぐに気が付くよう匂いがついている。マイナス42℃まで冷すと液体になり、体積が250分の1と小さくなる。空気より重い。

温室効果ガス

二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、代替フロン類など(HFC、PFC、SF₆、NF₃)を指す。これらのガスは、太陽光により暖められた地表面より放射する熱を吸収し、大気を暖める。

〈か行〉

環境保全活動

人間活動により環境破壊を防止し、自然保護や環境負荷低減のための取り組み。

クールビズ

冷房時の室温を28℃にした部屋でも、快適に過ごすことを目指す服装をいう。

グリーン購入

必要性を十分に考慮し、製品やサービスを購入する際に、価格や品質、利便性、デザインだけでなく環境への影響を考慮し、環境負荷ができるだけ小さいものを優先して購入することをいう。平成12年5月に、環境物質等への需要の転換を促進するために必要な事項を定めた「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」が制定された。

〈さ行〉

再生可能エネルギー

太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

遮熱フィルム

窓ガラスに貼ることで、外気温の伝達を抑える効果があるプラスチックフィルム。事故に備えてのガラスの飛散防止、防犯、プライバシー保護などの機能が追加されるものもある。寿命が短い(8~10年)ことが欠点。

〈た行〉

太陽光発電

太陽電池を利用し、太陽光のエネルギーを直接的に電力に変換する発電方式をいう。ソーラー発電とも呼ばれる。再生可能エネルギーの一種であり、太陽エネルギー利用の一形態である。

電気自動車

蓄電池に蓄えた電気で動力源となる電動モータを駆動する自動車。従来の自動車のようにエンジンで燃料を燃焼することがないため、走行中にCO₂等の温室効果ガスや窒素酸化物等の有害ガスを排出しない。

〈は行〉

排出係数

活動の1単位あたりから排出される各温室効果ガスの量のこと。電気やガスの使用量などの活動量に各温室効果ガスの排出係数を乗じると、その活動に対する温室効果ガスごとの排出量を算出することができる。

ハイブリッド車

エンジンと電動モータを組み合わせた自動車。ハイブリッドシステムはシリーズハイブリッド（エンジンで発電し、電動モータのみで駆動）、パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを併用して駆動）、及びシリーズ・パラレルハイブリッド（エンジンと電動モータを適切に切り替えて駆動）に大別され、現在市販化されるものはパラレルハイブリッド及びシリーズ・パラレルハイブリッドが主流。

〈ま行〉

緑のカーテン

ヘチマ、ゴーヤーなどのつる性植物でつくる自然の日よけのこと。外観が緑色のカーテンを思わせることからこう呼ばれる。これらの植物をベランダや軒下で育てることで、真夏の暑い日差しを防ぐことができ、冷房に係る電力を削減することにつながる。

第2次読谷村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
2022(令和4)年度~2026(令和8)年度

2022(令和4)年2月

沖縄県読谷村役場 総務部 生活環境課

〒904-0392 沖縄県読谷村字座喜味 2901 番地

TEL : 098-982-9214 (直)

FAX : 098-982-9208 (直)



読谷村は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています